

2023年 7月

公的研究費不正使用防止への取組

不正使用防止計画推進室

室長

堀江

正知

科学研究費助成事業 申請及び内定件数・金額一覧

(令和5年6月30日現在)

年度		申 請		内 定		新規採択率 (件数) (%)		備 考
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	本学	全国平均	
29	継続	67	61,300	67	79,040			(H28. 10. 1付) 助教以上…412名 専修医等…223名
	新規	237	492,519	53	109,330	22.4	25.0	
	計	304	553,819	120	188,370			
30	継続	83	86,600	84	112,580			(H29. 10. 1付) 助教以上…410名 修練医等…217名
	新規	203	451,521	48	84,370	23.6	24.9	
	計	286	538,121	132	196,950			
31 (1)	継続	103	93,500	103	125,450			(H30. 10. 1付) 助教以上…408名 修練医等…231名
	新規	169	332,917	49	82,940	29.0	28.4	
	計	272	426,417	152	208,390			
2	継続	101	77,100	101	100,230			(R1. 10. 1付) 助教以上…418名 修練医等…226名
	新規	203	452,995	55	98,410	27.1	27.4	
	計	304	530,095	156	198,640			
3	継続	126	97,300	126	126,490			(R2. 10. 1付) 助教以上…426名 修練医等…224名
	新規	196	467,037	48	93,470	24.5	27.9	
	計	322	564,337	174	219,960			
4	継続	125	106,800	125	133,840			(R3. 10. 1付) 助教以上…432名 修練医等…226名
	新規	208	440,533	33	50,570	15.9	28.6	
	計	333	547,333	158	184,410			
5	継続	114	95,900	114	124,670			(R4. 10. 1付) 助教以上…425名 修練医等…227名
	新規	194	415,638	35	72,670	18.0	未発表	
	計	308	511,538	149	197,340			

- ・ 申請新規…前年11月以降、新たに申請したもの (直接経費のみ)
- ・ 申請継続…前年度に内約されていたもの (直接経費のみ)
- ・ 内 定…内定金額 (間接経費含む)

不正使用防止ガイドラインに対する本学の状況とその取組

【文部科学省】

平成26年2月改正 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」

(不正の事前防止の取組、管理責任明確化など)

令和3年2月改正 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)」

(ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化など)

【本学の過去の経緯】

平成17年12月 実験動物架空取引「預け金」で不正使用発覚、報告

平成20年以降 「公的研究費の不正使用防止のための基本指針」にて対応

平成24年3月 検体検査架空取引「預け金」で**2度目の不正使用発覚**、報告

文部科学省等のホームページ：

「公的研究費の**不適切な経理**が認められた機関」として、「最近の不正使用の事例」として、**本学の大学名が掲載された。**

文部科学省は、この不適切な経理機関を対象に、毎年、履行状況を調査し、平成26年、27年度においても本学への調査が実施された。

【本学の取組】

平成27年2月 「**公的研究費の不正使用防止に関する基本方針**」、3月 責任体系
・ **規程**の整備、不正使用防止計画の策定・実施を完了した。

平成27年4月の履行状況調査結果を受けて、文科省から本学は不適切な経理機関の調査の対象から外すという報告を受けた。

平成29年11月に文部科学省担当者および有識者が来学し、その後の取組状況についてのフォローアップ、意見交換を行った。今後も引き続き気を引き締めて取り組んで行かなければならない。

令和3年3月「**公的研究費の不正使用防止に関する基本方針**」改訂、4月 不正根絶に向けた啓発活動の一環として、本学のスローガン「**公的研究費の不正使用は しない！させない！見ないフリしない！**」を産業医科大学ニュース上で周知した。

また令和3年度よりコンプライアンス推進副責任者に対し「**不正使用防止計画に基づく自己点検**」及び「**公的研究費執行にかかるヒヤリ・ハット**」について報告を求めることとした。

令和4年度には、**啓発ポスター及び啓発カード**を作成し、学内各所に掲示・全職員へ配付をして意識向上を図った。

公的研究費の不正使用は しない！させない！見ないフリしない！

令和4年度の「公的研究費不正使用防止に関する取組」に関する新たな啓発活動として、研究費不正使用防止啓発ポスター及び啓発カードを作成しました。令和4年9月20日から10月31日までを「公的研究費不正使用防止啓発期間」とし、啓発ポスターを学内及び若松病院の各所に掲示、周知しました。

また、啓発カードは全職員を対象に令和4年10月13日に配付いたしました。啓発カードには二次元バーコードを掲載し、スマートフォンで読み込むと大学ホームページの「不正使用防止に関する取組」のページが開くようになっており、アクセスしやすくなっております。

引き続き、不正使用防止についての取組を実施してまいります。

「何かおかしい」、「こんな使い方をして大丈夫なのか」など疑問がある場合には、担当部署に問い合わせ、正しい処理をするように心がけてください。公的研究費の使い方については以下の窓口で対応していますので、ご連絡ください。また、不正使用の告発等は通報窓口で受け付けています。

今後とも公的研究費の不正使用防止にご協力をよろしくお願いいたします。

相談窓口 伺書・旅費・謝金関連：大学管理課 2612

支払関連：財務課 2127

契約関連：契約課 2196

通報窓口 総務課 2117

田中・田代法律事務所 田代 幸一 弁護士 TEL093-592-1245

不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとした。

なお、私的流用の場合の10年等、従前より応募資格の制限期間が長くなるものについては、平成25年度の事業以降(継続課題も含む)で不正使用を行った場合に適用する。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で ①、社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ②、①及び③以外の場合、2~4年 ③、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年	2~4年
	不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)	— (科研費は2年)

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、嚴重注意を通知する。

(参考)内閣府HP: http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表する。

学校法人産業医科大学における 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年2月2日
令和3年4月1日改

学長

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の趣旨を踏まえ、学校法人産業医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費について、不正使用を防止し、適正な運営及び管理を行うための必要な事項を定める。

なお、「公的研究費」とは本学が管理する全ての研究資金をいう。

最高管理責任者による「不正根絶への決意表明」

公的研究費の不正使用防止については、文部科学省は各研究機関に対し「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）」（以下「ガイドライン」という。）に基づいた体制整備を要請しています。

本学においても、ガイドラインに基づき、「学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」の策定、不正防止関連諸規定の整備、不正使用防止計画推進室を中心とした公的研究費の不正使用防止計画の策定及び実施等、土台となる管理・監査体制を整備し、不正使用防止に取り組んでおります。

不正根絶のためには、研究機関における全ての構成員の意識を高め不正を起こさない、起こさせない組織風土を作り上げることが極めて重要です。

つきましては、これまでに引き続き①ガバナンスの強化、②意識改革、③不正防止システムの強化の3項目を柱として不正使用防止対策を強化し、本学全体の意識改革を図り、研究費不正使用防止に関する高い意識を持った組織風土醸成に取り組むことを決意表明いたします。

令和5年4月11日
産業医科大学
学長 上田 陽一

文部科学省HP「研究機関における不正使用事案」より 令和3年度の事例

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和3年5月25日	久留米大学における公的研究費の不正使用について(PDF:124KB) 
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB) 
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和3年9月21日	岩手大学における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB) 
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月12日	関西医科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB) 
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和3年12月28日	山形大学における公的研究費の不正使用について(PDF:186KB) 
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用 目的外使用	385,310円	1名	令和3年11月16日	神奈川大学における公的研究費の不正使用について(PDF:175KB) 
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1名 ※不正に関与したのは元事務局職員である。	令和4年3月9日	茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB) 

文部科学省HP「研究機関における不正使用事案」より 令和4年度の事例

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202201	福岡教育大学	令和元,2年度	目的外使用	116,840円	1人	令和4年6月29日	福岡教育大学における公的研究費の不正使用について(PDF:198KB) 
202202	東海国立大学機構名古屋大学	平成26年度～令和2年度	旅費の架空請求及び過大請求、還流行為	11,312,228円	1人	令和4年9月27日	東海国立大学機構名古屋大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202203	早稲田大学	平成22年度	架空請求(カラ謝金)、還流行為	102,000円	1人	令和4年8月8日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202204	法政大学	平成27、29、30年度	目的外使用	218,737円	1人	令和4年9月6日	法政大学における公的研究費の不正使用について(PDF:186KB) 
202205	北九州市立大学	平成26年度～平成29年度	目的外使用、不適切な物品管理	304,254円	1人	令和4年11月30日	北九州市立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:261KB) 
202206	駒澤大学	令和元年度	目的外使用	3,960円	1人	令和5年1月12日	駒澤大学における公的研究費の不正使用について(PDF:212KB) 
202207	早稲田大学	平成29年度～令和元年度	旅費の虚偽請求	763,264円	1人	令和5年3月27日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:183KB) 

最近の他学における事案（1）

- ・ 福岡教育大学
目的外使用

調査対象者は、相手方へのアポイント（面談の約束）を取ることなく「資料を届けるため」や「資料を入手するため」という目的の出張を繰り返した。メール又は郵便を活用すれば足りる場合にまでも、公的研究費を費やして、県外まで出張する理由について十分な説明がなかった。

経理担当者とのやり取り、出張報告書の提出、ならびに、内部監査において虚偽表示を行い、事実を故意に隠蔽した。

最近の他学における事案（2）

- ・名古屋大学
旅費の架空請求及び過大請求、還流行為

当該教員は、自ら及び学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかった、または申請した用務先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を行ったりしたにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、架空又は過大な旅費を大学に支出させた。その支給を受けた旅費について還流行為及び私的流用をしていた。

最近の他学における事案（3）

- ・ 法政大学
目的外使用

調査対象者は、他大学の非常勤講師で講義へ出校した際、交通費を受領していた。また、科研費研究の出張で、他大学での講義や見学と日程が重なった科研費用務に際して、交通費全額を科研費から支出していた。

科研費用務での海外出張として、他法人主催のツアーを利用したが、一部のツアー内容については、科研用務と直接的な関連性が認められなかった。

担当していた講義の資料改訂作業をアシスタントに依頼し、謝金として科研費から支出したが、この作業は、科研費研究課題との一定の関連性は認められるものの、大学院での教育（講義）のための資料作成に係るものであり、当該研究課題との直接的な関連性があったとはいえない。

最近の他学における事案（４）

- ・北九州市立大学

目的外使用、不適切な物品管理

研究用の物品について、大学事務局を通じて、正規の手続きにより発注・納品させ、大学事務局から調査対象者に引き渡した後、研究活動とは関係のない学外者に長期間（数年間程度）貸与した。当該者が物品を所持していることを日頃から確認し、備品監査の際は、当該者から一時返却させることなどにより内部監査を欺いていた。

過去の本学での事案

- クオカードを研究期間終了後に保持していたが実績報告書に記載していなかった。

クオカードは現金と同様であり、未使用があれば実績報告書に記載し、**返還する**必要がある。

- アンケート回答等の謝品として文房具を購入し、回答者が予定数に至らなかった場合も上記と同様の取扱いとなる。

謝品は必要数を必要な都度購入し、余剰品が出ないようにする。**いかなる理由があっても**未使用品が手元に残った場合は、**相当額を返還する**必要がある。

- ・航空券の立替払請求をする際に、マイレージ（ANA SKYコイン、e JALポイント等に交換したものを含む）を使用した分の請求を行った。

マイル、ポイントを使用した分の**請求はできません**。

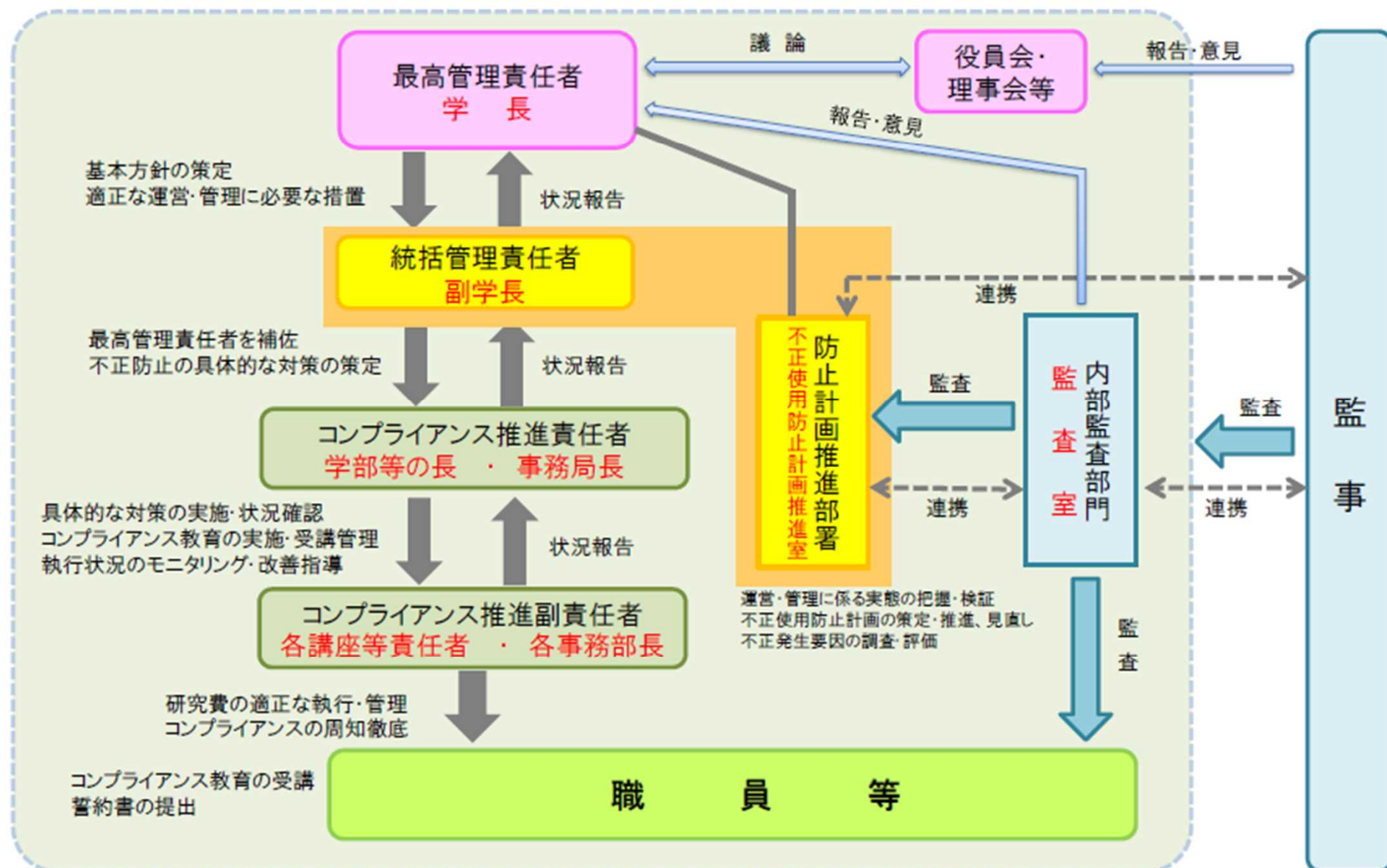
- ・振込用紙により既に公的研究費から支払済（大学から送金済）の学会参加費を、参加証と同時に発行される領収書をもって立替払いで請求した。

二重請求は故意でなくとも、**不正行為**とみなされます。

・公的研究費で購入したパソコンを、退職時に自身の所有物と混同して持ち出した。

備品・消耗備品は**大学の財産**です。物品の所在把握に努めてください。

産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する責任体系



「令和元年度 科学研究費補助金等に係る 内部監査（定期監査）の実施結果」より

改善・検討が必要な事項として、次の3点について指導されました。

- 1 出張後に提出する「旅費計算書（精算）」及び「出張報告（記録）書」の提出日は、旅行期間終了日以降の勤務日に行うこと。
- 2 研究終了直前や研究期間内に使用しきれないと思われる消耗品の購入は、予算消化を目的としたものと判断される可能性があるため、研究計画に沿った計画的な経費の執行を行うこと。
- 3 講座等責任者は、コンプライアンス推進副責任者であり、自己の管理監督又は指導する部署において、適正に公的研究費の執行及び管理を行い、コンプライアンスの周知徹底を図らなければならないこと。

なお、令和3年度、4年度の内部監査（定期監査）では特段の指摘・指導はありませんでした。

2016年4月からの変更点

「学会参加登録の際に、公的研究費による懇親会費の支払いは出来ない」に変更となりました。

2023年4月からの変更点

Pay Pay、LINE Pay、d払い、楽天Pay、nanaco、WAONなどの支払いによる立替請求は、現金やクレジットカードによる**チャージ分**と**ポイント付与分**が明確に区別ができないため、利用できません。

学校法人産業医科大学における公的研究費の 不正使用防止に関する規程

第2条第5項

「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、職員等に対して、公的研究費の使用ルール及び使用に伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

**大学HP 研究不正防止に関する取組（学内者用）
をご確認ください。**

<https://intra.pub.uoeh-u.ac.jp/intra/fuseibosi.html>

引き続き、皆様の適切な使用をお願いします。